*関連施策*

９

＊医療・医療費の公費負担

＊健康等

＊住宅

＊税の軽減

＊交通

＊各種料金の減免等

＊選挙

医療・医療費の公費負担

　医療費の公費負担については、高齢者、障害者、子供、ひとり親家庭、生活保護の各章にも掲載している。

❖ 感染症医療費の公費負担

　エボラ出血熱、ペスト、急性灰白髄炎など法律等で定められた重篤な感染症に感染した場合は、原則として感染症指定医療機関への勧告入院又は措置入院となる。

一類・二類・指定感染症・新型インフルエンザ等感染症　勧告又は措置による入院期間の医療費のうち、保険適用分を除いた金額を公費負担（指定感染症は、一類又は二類感染症の規定を政令により準用する場合に限る。）

新感染症　未知の感染症で、高危険度の感染症と指定されたものに感染した場合、勧告又は措置による入院期間の医療費を全額公費負担

　上記いずれの場合も、世帯の収入状況により一部自己負担あり

手　　続　患者又はその保護者が保健所へ

根拠法令等　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

担当課　福祉保健局健康安全部感染症対策課

☎5320-4481(直通)

34-311(内線)

❖ 結核医療費の公費負担

一般患者　結核患者が指定医療機関で医療を受ける場合、一定範囲の医療について 100分の95まで保険者と公費により負担し、 100分の５については患者負担となる。ただし、社会保険、後期高齢者医療、国民健康保険組合被保険者で住民税非課税の人については、患者負担なし

勧告(措置)入院患者　結核患者が周囲の人に結核を感染させるおそれがある場合、結核患者を収容する施設を有する病院（第二種感染症指定医療機関）への勧告（措置）入院となる。原則として医療費の全額を保険者と公費により負担。ただし、世帯の収入状況により一部負担あり

手　　続　患者又はその保護者が居住地の保健所（33･304㌻）へ

根拠法令等　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

担当課　福祉保健局健康安全部感染症対策課

☎5320-4483(直通)

34-331(内線)

❖ 難病医療費等助成疾病・認定

対　　象　都内に住所がある人で、次の病気にかかっている人（ⅡからⅣまでは対象となる疾病について小児慢性特定疾病の医療費助成を受けられる人及び他の制度により医療費等の自己負担が生じない人を除く。）

難病医療費等助成対象疾病(平成29年4月1日)

Ⅰ　国の指定難病

１　球脊髄性筋萎縮症　２　筋萎縮性側索硬化症　３　脊髄性筋萎縮症　４　原発性側索

硬化症　５　進行性核上性麻　６　パーキンソン病　７　大脳皮質基底核変性症　８　ハンチントン病　９　神経有赤血球症　10　シャルコー・マリー・トゥース病　11　重症筋無力症　12　先天性筋無力症候群　13　多発性硬化症／視神経脊髄炎　14　慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー　15　封入体筋炎　16　クロウ・深瀬症候群　17　多系統萎縮症　18　脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）　19　ライソゾーム病　20　副腎白質ジストロフィー　21　ミトコンドリア病　22　もやもや病　23　プリオン病　24　亜急性硬化性全脳炎　25　進行性多巣性白質脳症　26　ＨＴＬＶ―1関連脊髄症　27　特発性基底核石灰化症　28　全身性アミロイドーシス　29　ウルリッヒ病　30遠位型ミオパチー　31　ベスレムミオパチー　32　自己貪食空胞性ミオパチー　33　シュワルツ・ヤンペル症候群　34　神経線維腫症

35　天　36　表皮水症　37　性乾（汎発型）　38　スティーヴンス・ジョンソン症候群　39　中毒性表皮壊死症　40　高安動脈炎　41　巨細胞性動脈炎　42　結節性多発動脈炎　43　顕微鏡的多発血管炎　44　多発血管炎性肉芽腫症　45　好酸球性多発血管炎性肉芽腫症　46　悪性関節リウマチ　47　バージャー病　48　原発性抗リン脂質抗体症候群　49　全身性エリテマトーデス　50　皮膚筋炎／多発性筋炎　51　全身性強皮症　52混合性結合組織病　53　シェーグレン症候群　54　成人スチル病　55　再発性多発軟骨炎　56　ベーチェット病　57　特発性拡張型心筋症　58　肥大型心筋症　59　拘束型心筋症　60　再生不良性貧血　61　自己免疫性溶血性貧血　62　発作性夜間ヘモグロビン尿症　63特発性血小板減少性紫斑病　64　血栓性血小板減少性紫斑病　65　原発性免疫不全症候群66　IgA腎症　67　多発性胞腎　68　黄色帯骨化症　69　後縦帯骨化症　70　広範脊柱管狭症　71　特発性大骨頭壊死症　72　下垂体性ADH分泌異常症　73　下垂体性TSH分泌進症　74　下垂体性PRL分泌進症　75　クッシング病　76　下垂体性ゴナドトロピン分泌進症　77　下垂体性成長ホルモン分泌進症　78　下垂体前葉機能低下症　79　家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）　80　甲状腺ホルモン不応症　81先天性副腎皮質酵素欠損症　82　先天性副腎低形成症　83　アジソン病　84　サルコイドーシス　85　特発性間質性肺炎　86　肺動脈性肺高血圧症　87　肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症　88　慢性血栓塞栓性肺高血圧症　89リンパ脈管筋腫症　90　網膜色素変性症　91　バッド・キアリ症候群　92　特発性門脈圧進症　93　原発性胆汁性胆管炎　94　原発性硬化性胆管炎　95　自己免疫性肝炎　96　クローン病　97　潰瘍性大腸炎　98　好酸球性消化管疾患　99　慢性特発性偽性腸閉塞症　100 巨大短小結腸腸管動不全症　101 腸管神経節細胞僅少症　102 ルビンシュタイン・テイビ症候群　103 CFC症候群　104 コステロ症候群　105 チャージ症候群　106 クリオピリン関連周期熱症候群　107 全身型若年性特発性関節炎　108 TNF受容体関連周期性症候群　109 非典型溶血性尿毒症症候群　110 ブラウ症候群　111 先天性ミオパチー　112 マリネスコ・シェーグレン症候群　113 筋ジストロフィー　114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群　115 遺伝性周期性四肢麻　116アトピー性脊髄炎　117 脊髄空洞症　118 脊髄髄膜　119 アイザックス症候群　120 遺伝性ジストニア　121 神経フェリチン症　122 脳表ヘモジデリン沈着症　123 頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症　124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症　125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症　126 ペリー症候群　127 前頭側頭葉変性症　128 ビッカースタッフ脳幹脳炎　129 重積型（二相性）急性脳症　130 先天性無痛無汗症　131 アレキサンダー病　132 先天性核上性球麻　133 メビウス症候群　134 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群　135 アイカルディ症候群　136 片側巨脳症　137 限局性皮質異形成　138 神経細胞移動異常症　139 先天性大脳白質形成不全症　140 ドラベ症候群　141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん　142 ミオクロニー欠神てんかん　143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん　144 レノックス・ガストー症候群　145 ウエスト症候群　146 大田原症候群　147 早期ミオクロニー脳症　148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん　149 片側・片麻・てんかん症候群　150 環状20番染色体症候群　151 ラスムッセン脳炎　152 PCDH 19関連症候群　153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎　154 徐波睡眠期持続性徐波を示すてんかん性脳症　155 ランドウ・クレフナー症候群　156 レット症候群　157 スタージ・ウェーバー症候群　158 結節性硬化症　159 色素性乾皮症　160 先天性魚　161家族性良性慢性天　162 類天（後天性表皮水症を含む。）　163 特発性後天性全身性無汗症　164 眼皮膚白皮症　165 肥厚性皮膚骨膜症　166 弾性線維性仮性黄色腫　167 マルファン症候群　168 エーラス・ダンロス症候群　169 メンケス病　170 オクシピタル・ホーン症候群　171 ウィルソン病　172 低ホスファターゼ症　173 VATER症候群　174 那須・ハコラ病　175 ウィーバー症候群　176 コフィン・ローリー症候群　177 有馬症候群　178 モワット・ウィルソン症候群　179 ウィリアムズ症候群　180 ATR―X症候群　181 クルーゾン症候群　182 アペール症候群　183 ファイファー症候群　184 アントレー・ビクスラー症候群　185 コフィン・シリス症候群　186 ロスムンド・トムソン症候群　187 歌舞伎症候群　188 多症候群　189 無症候群　190 耳腎症候群　191 ウェルナー症候群　192 コケイン症候群　193 プラダー・ウィリ症候群　194 ソトス症候群　195 ヌーナン症候群　196 ヤング・シンプソン症候群　197 1p36欠失症候群　198 4p欠失症候群　199 5p欠失症候群　200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群　201 アンジェルマン症候群　202 スミス・マギニス症候群　203 22q11.2欠失症候群　204 エマヌエル症候群　205 脆弱X症候群関連疾患　206 脆弱X症候群　207 総動脈幹遺残症　208 修正大血管転位症　209 完全大血管転位症　210 単心室症　211 左心低形成症候群　212 三弁閉鎖症　213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症　214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症　215 ファロー四徴症　216 両大血管右室起始症　217 エプスタイン病　218 アルポート症候群　219 ギャロウェイ・モワト症候群　220 急速進行性糸球体腎炎　221 抗糸球体基底膜腎炎　222 一次性ネフローゼ症候群　223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎　224 紫斑病性腎炎　225 先天性腎性尿崩症　226 間質性膀胱炎（ハンナ型）　227 オスラー病　228 閉塞性細気管支炎　229 肺胞白症（自己免疫性又は先天性）　230 肺胞低換気症候群　231 α1―アンチトリプシン欠乏症　232 カーニー複合　233 ウォルフラム症候群　234 ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）　235 副甲状腺機能低下症　236 偽性副甲状腺機能低下症　237 副腎皮質刺激ホルモン不応症　238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症　239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症　240 フェニルケトン尿症　241 高チロシン血症1型　242 高チロシン血症2型　243 高チロシン血症3型　244 メープルシロップ尿症　245 プロピオン酸血症　246 メチルマロン酸血症　247 イソ吉草酸血症　248 グルコーストランスポーター 1欠損症　249 グルタル酸血症1型　250 グルタル酸血症2型　251 尿素サイクル異常症　252 リジン尿性白不耐症　253 先天性葉酸吸収不全　254 ポルフィリン症　255 複合カルボキシラーゼ欠損症　256 筋型糖原病　257 肝型糖原病　258 ガラクトース―1―リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症　259 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症　260 シトステロール血症　261 タンジール病　262 原発性高カイロミクロン血症　263 脳腱黄色腫症　264 無βリポタンパク血症　265 脂肪萎縮症　266 家族性地中海熱　267 高IgD症候群　268中條・西村症候群　269 化性無菌性関節炎・性皮症・アクネ症候群　270 慢性再発性多発性骨髄炎　271 強直性脊椎炎　272 進行性骨化性線維異形成症　273 肋骨異常を伴う先天性側症　274 骨形成不全症　275 タナトフォリック骨異形成症　276 軟骨無形成症　277 リンパ管腫症/ゴーハム病　278 巨大リンパ管奇形（頚(けい) 部顔面病変）　279 巨大静脈奇形（部口腔咽頭びまん性病変）　280 巨大動静脈奇形（部顔面又は四肢病変）　281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群　282 先天性赤血球形成異常性貧血　283 後天性赤芽球　284 ダイアモンド・ブラックファン貧血　285 ファンコニ貧血　286 遺伝性鉄芽球性貧血　287 エプスタイン症候群　288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症　289 クロンカイト・カナダ症候群　290 非特異性多発性小腸潰瘍症　291 ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）　292 総排泄腔外反症　293 総排泄腔遺残　294 先天性横隔膜ヘルニア　295 乳幼児肝巨大血管腫　296 胆道閉鎖症　297 アラジール症候群　298 遺伝性炎　299 胞性線維症 300 IgG4関連疾患　301 黄斑ジストロフィー　302 レーベル遺伝性視神経症　303 アッシャー症候群　304 若年発症型両側性感音難聴　305 遅発性内リンパ水腫　306 好酸球性副鼻腔炎　307 カナバン病　308 進行性白質脳症　309 進行性ミオクローヌスてんかん　310 先天異常症候群　311 先天性三尖弁狭窄症　312 先天性僧帽弁狭窄症　313 先天性肺静脈狭窄症　314 左肺動脈右肺動脈起始症　315 ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX 1B関連腎症　316 カルニチン回路異常症　317 三頭酵素欠損症　318 シトリン欠損症　319 セピアプテリン還元酵素

（SR）欠損症　320 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症　321 非ケトーシス型高グリシン血症　322 β―ケトチオラーゼ欠損症　323 芳香族Ｌ―アミノ酸脱炭酸酵素欠損症　324 メチルグルタコン酸尿症　325 遺伝性自己炎症疾患　326 大理石骨病　327 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）　328前眼部形成異常　329 無虹彩症　330 先天性気管狭窄症

Ⅱ　東京都単独医療費助成対象難病

１　悪性高血圧　２　母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）　３　特発性好酸球増多症候群　４　びまん性汎細気管支炎　５　遺伝性QT延長症候群　６　網膜脈絡膜萎縮症　７　骨髄線維症　８　肝内結石症

Ⅲ　国の特定疾患治療研究事業対象疾病

１　スモン　２　プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）

Ⅳ　特殊医療費助成対象疾病

１　先天性血液凝固因子欠乏症等　２　人工透析を必要とする腎不全

助成範囲　対象疾病について保険証等（高齢受給者証又は特定疾病療養受療証を含む。）を使って病院、診療所、薬局などで診療、薬剤などを受けた場合及び介護保険の医療系サービスを受けた場合（Ⅳの２を除く。）に自己負担する費用（対象疾病のうちⅢの１及び２並びにⅣの１に掲げるものは全額助成、その他の疾病については生活保護受給者を除き所得に応じて一部自己負担あり。）

手　　続　区部及び八王子市は保健所等 (304･307㌻）へ。八王子市を除く市町村部は各市町村所管課等(303･307㌻)へ

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4472(直通)

32-921(内線)

❖ Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎  
治療医療費助成制度

対　　象　都内に住所があり、東京都が指定する肝臓専門医療機関＊でＢ型・Ｃ型肝炎のインターフェロン治療（Ｃ型肝炎の３剤併用療法を含む。）を要すると診断された人、Ｂ型肝炎で核酸アナログ製剤治療を要すると診断された人及びＣ型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された人（他の医療費助成を受けている人は、対象にならない場合がある。）。

＊肝臓専門医療機関のリストは、福祉保健局保健政策部疾病対策課のホームページ http://www.fukushihoken.metro.tokyo. jp/iryo/josei/kanen/bcInterferon.html

助成内容　Ｂ型・Ｃ型肝炎のインターフェロン治療（Ｃ型肝炎の３剤併用療法を含む。）Ｂ型肝炎の核酸アナログ製剤治療及びＣ型肝炎のインターフェロンフリー治療に係る保険診療の患者負担額から、下記の患者一部負担を除いた額を助成する（健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれない。）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 患者一部負担額（①＋②） | | |
| ① | 非課税世帯 | なし |
| 課税年額235,000円未満の方 | 10,000円まで（月額） |
| 課税年額235,000円以上の方 | 20,000円まで（月額） |
| ② | 入院時食事療養・生活療養標準負担額 | |

※ 非課税世帯とは、世帯全員が区市町村民税（所得割・均等割とも）非課税のこと

※ 課税年額とは、世帯の区市町村民税（所得割）

※ 「世帯」とは、患者の属する住民票上の世帯全員をいう。ただし、実質的に生計を別にしている場合（要件有）、課税額の合算対象から除外できる。

手　　続　区部及び八王子市は保健所等（304･307㌻）、八王子市を除く市町村部は各市町村所管課等（303・307㌻）へ

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4472(直通)

32-925(内線)

❖ 肝疾患相談センター

事業内容　肝疾患相談

設置場所　(東京都肝疾患診療連携拠点病院内)

　・国家公務員共済組合連合会虎の門病院

　　住所　港区虎ノ門2-2-2

　　☎03-3560-7672（相談専用ダイヤル）

　・武蔵野赤十字病院

　　住所　武蔵野市境南町1-26-1

　　☎0422-32-3135（相談専用ダイヤル）

利用時間等

　・相談受付時間

月曜日～金曜日（祝日、12月29日から１月３日までを除く。）

９時30分から16時まで

　・相談方法　電話又は面談（面談は予約制）

ホームページアドレス

東京都肝疾患診療連携拠点病院　虎の門病院

http://www.toranomon.gr.jp/kanzo/

東京都肝疾患診療連携拠点病院　武蔵野赤十字病院

http://kan-kyoten-musashino.jp/index. html

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4476(直通)

32-914(内線)

❖ 肝炎初回精密検査費用の  
助成（東京都ウイルス性  
肝炎重症化予防推進事業）

　区市町村又は東京都保健所が実施した肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方が医療機関で初めて受けた精密検査の費用（医療保険の自己負担分）を助成する。

対　　象　（次の全ての要件に該当する方）

①助成申請時に東京都内に住民票のある方

②医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者又は被扶養者　③区市町村又は東京都保健所が実施した肝炎ウイルス検査を受け、費用助成請求日から遡って１年以内に陽性と判定された方　④定期的な状況確認の連絡（フォローアップ）を受けることに同意いただける方

請　　求　肝炎ウイルス検査を実施した区市町村、東京都保健所又はその委託先から届いた請求書類に領収書等の必要書類を添えて、担当課へ郵送する。

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課〒163-8001　新宿区西新宿2-8-1

☎5320-4476（直通）

32-914（内線）

❖ 肝炎定期検査費用の助成  
（東京都ウイルス性肝炎  
重症化予防推進事業）

　慢性肝炎、肝硬変及び肝がんで療養中であり、同一世帯に属する全員が住民税非課税の方等が東京都が指定する肝臓専門医療機関＊にて定期的に受けた検査の費用（医療保険の自己負担分）を、年２回（初回精密検査を含む）分助成する。

＊肝臓専門医療機関のリストは、下記ホームページアドレスを参照

対　　象　①助成申請時に東京都内に住民票のある方　②医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者又は被扶養者　③肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変又は肝がん患者の方（治療後の経過観察含む）　④定期的な状況確認の連絡（フォローアップ）を受けることに同意いただける方

⑤Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎治療医療費助成の受給中でない方　⑥住民税非課税世帯に属する方又は世帯の区市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の方（一部自己負担あり）

請　　求　東京都肝臓専門医療機関又は下記の東京都福祉保健局ホームページから入手した請求書類に所定の診断書、領収書等の必要書類を添えて、担当課へ郵送する。

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

〒163-8001　新宿区西新宿2-8-1

☎5320-4476(直通)

32-914(内線)

ホームページアドレス

http://www.fukushihoken.metro.tokyo. jp/iryo/iryo\_hoken/kanen\_senryaku/ index.html

❖ 在宅難病患者訪問診療事業

対 象 者　難病医療費等助成対象(237㌻参照）の疾病にり患している人のうち、寝たきり等により受療が困難な在宅患者であって、訪問診療事業の利用を希望する人

事業内容　地区医師会が中心となって訪問診療班を編成し、専門医及びかかりつけ医等の訪問による診療、看護等を実施

申 込 み　かかりつけ医へ

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4477(直通)

32-916(内線)

❖ 難病相談・支援センター

事業内容及び所在地

（１）東京都難病相談・支援センター【平成29年７月３日移転】

内容　療養相談、就労相談、難病医療相談会等場所　〒113-8431　文京区本郷3-1-3（順天堂大学医学部附属順天堂医院１号館２階）

☎5802-1892(直通)

（２）東京都難病ピア相談室

内容　ピア相談、難病患者・家族の交流会等場所　〒150-0012　渋谷区広尾5-7-1（東京都広尾庁舎内）

☎3446-0220（相談専用）　☎3446-1144（予約・問合せ）

（３）東京都多摩難病相談・支援室【平成29年10月２日開所】

内容　療養相談、就労相談等

場所　〒 183-0042　府中市武蔵台2-6-1（都立神経病院２階）

☎042-323-5880（直通）

窓口時間　祝日・年末年始を除く月から金曜日まで。10時から16時まで（施設利用は17時まで、面接相談・医療相談会は事前に電話での予約が必要）

ホームページアドレス

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ iryo/nanbyo/zaitakunanbyo/siencenter. html

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4477(直通)

32-916(内線)

❖ 専門医等による難病医療相談

【東京都医師会委託分】

相談日時　毎月第２木曜日15時から（８月・１月を除く。）

申込方法　事前に電話での予約が必要

予約受付及び相談場所

　〒101-8328　千代田区神田駿河台2-5

　☎3294-8821　平日９時30分から正午まで

【東京難病相談・支援センター実施分】

実施概要　疾病別に開催。日時、場所等はホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ iryo/nanbyo/zaitakunanbyo/siencenter. Html

や広報東京都などでお知らせ

申込方法　事前に電話での予約が必要

予約受付　☎5802-1892

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4477(直通)

32-916(内線)

❖ 在宅難病患者訪問相談指導

対　　象　難病医療費等助成対象(239㌻参照）の疾病等にり患している人及びその家族

事業内容　保健所保健師等の訪問等による在宅療養生活についての相談・指導。

実施機関及び問合せ　各保健所へ（33･304㌻参照）

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4477(直通)

32-916(内線)

❖ 在宅難病患者医療機器貸与

対 象 者　難病医療費等助成対象(239㌻参照）の疾病にり患している人で、当該疾病を原因として医療機器の貸与が必要であると認められる人。ただし、障害者総合支援法等他の行政サービスの利用が優先となる。

内　　容　吸入器・吸引器（中度・重度・最重度）の貸与

申 込 み　各保健所へ（33･304㌻）

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4477(直通)

32-916(内線)

❖ 在宅難病患者一時入院

対 象 者　難病医療費等助成対象(239㌻参照）の疾病にり患している人で、在宅生活を支えている家族等の介護者の疾病・事故などの理由により一時的に介護が受けられなくなった人

期　　間　１か月以内（年間最大90日間）

申 込 み　各保健所へ（33･304㌻）

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4477(直通)

32-916(内線)

❖ 在宅人工呼吸器使用  
難病患者訪問看護事業

対　　象　難病医療費等助成対象(239㌻参照ただし、同ページのⅣに掲げる疾病を除く。）の疾病にり患している人で、在宅で人工呼吸器を使用しており、診療報酬の範囲を超える訪問看護が必要であると医師が認める患者

事業内容　訪問看護ステーション等による訪問看護

申 込 み　各保健所へ（33･304㌻）

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4477(直通)

32-916(内線)

❖ 在宅人工呼吸器使用難病患者  
非常用電源設備整備事業

対　　象　都内に居住し原則、申請日の属する年度の４月１日以降に人工呼吸器を装着した在宅難病患者に対し、人工呼吸器療法を実施する医療機関

内　　容　在宅人工呼吸器使用難病患者に無償で貸与する自家発電装置又は無停電装置の購入経費補助。

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4477(直通)

32-916(内線)

❖ 難病患者就労等サポート事業

　難病患者やその家族等が、各支援機関等と交流する場を設置し、就労や療養生活上の相談対応や、必要に応じ支援機関へつなげる取組を行います。

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4477（直通）

32-916（内線）

❖ 公害健康被害の補償等に  
関する法律による給付

対　　象　次の病気及びその続発症で公害医療手帳の交付を受けている人（昭和63年３月１日から新規の認定は行っていない。）

①慢性気管支炎　②気管支ぜん息　③ぜん息性気管支炎　④肺気しゅ

給付内容　①療養の給付及び療養費　②障害補償費　③遺族補償費　④遺族補償一時金

⑤児童補償手当　⑥療養手当　⑦葬祭料

根拠法令等　公害健康被害の補償等に関する法律手続・

問 合 せ　世田谷区、中野区、杉並区及び練馬区を除く19区の区役所（303㌻）へ

❖ 大気汚染に係る健康  
障害者の医療費助成

対　　象　都内に引き続き１年（３歳に満たない乳幼児は６か月）以上住んでいる18歳未満の人（18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある人を含む。）で、次のすべてに該当する人

(1)次の病気及びその続発症にかかっている人

①気管支ぜんそく　②慢性気管支炎　③ぜん息性気管支炎　④肺気しゅ

(2)健康保険等に加入している人

(3)喫煙しない人

※現在認定を受けて有効な医療券をお持ちの人で、生年月日が平成９年４月１日以前の人は、更新申請のみ可能。

助成範囲　認定された病気について病院、診療所、薬局などで診療、薬剤の支給などを受けた場合の保険診療の自己負担相当額（入院時の食事療養・生活療養標準負担額を除く。）

手　　続　区部及び八王子市、町田市は保健所等(33・307㌻）へ。八王子市及び町田市を除く市町村部は各市町村所管課等（303㌻）へ

根拠法令等　大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例

担当課　福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

☎5320-4491(直通)

34-151(内線)

❖ 原子爆弾被爆者の医療等

対　　象　被爆者とは次のいずれかに該当する人で、被爆者健康手帳の交付を受けている人

①直接被爆者　②入市者　原子爆弾が投下された時から２週間以内に爆心地から約２㎞の区域内に入った人　③死体の処理及び救護に当たった人　④胎児　被爆当時、①から③までの該当者の胎児であった人

健康診断　被爆者と第一種健康診断受診者証の交付を受けた人は年２回の定期健康診断と年２回の希望健康診断を、第二種健康診断受診者証の交付を受けた人は年１回の健康診断を受けることができる。被爆者の子で都内に居住し健康診断受診票の交付を受けた人は、年２回の定期健康診断が受けられる。

医　　療　①認定疾病に対する医療給付（全額国庫負担）　厚生労働大臣の認定を受けた被爆者は、指定医療機関で治療を受けることができる。　②一般疾病の医療費の支給　被爆者が認定疾病及び法律で適用外とされた病気を除く全ての病気やけがにより医療及び介護保険の医療系サービスを受けた場合に支給。支給額は健康保険や感染症法による給付額を差し引いた額　③被爆者の子に対する医療費の助成　健康診断受診票の交付を受けた被爆者の子が６か月以上の医療が必要と診断された場合、助成対象疾病について保険の自己負担分を助成。ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費は対象外

手　　当　①医療特別手当　対象は認定被爆者で認定疾病の状態にある人　②健康管理手当　対象は一定の病気にかかっている人　③保健手当　対象は爆心地から２㎞以内の直接被爆者とその胎児であった人　④特別手当　対象は認定被爆者で、認定した病気が治ゆしている人　⑤原子爆弾小頭症手当　対象は原爆の放射能の影響による小頭症患者　⑥介護手当　対象は自宅で介護を受けている人　⑦葬祭料　対象は被爆者の死亡により葬祭を行う人

　①から④までの手当は併給不可。⑤の手当は①及び④の手当と併給可

手　　続　区部は保健所等(33･304㌻）へ。市町村部は各市町村所管課等（303･307㌻）へ

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4473(直通)

32-931(内線)

❖ 原子爆弾被爆者の  
介護保険利用等助成

対　　象　都内在住の被爆者健康手帳の交付を受けている人で、介護保険の要介護・要支援認定者又は養護老人ホームの措置入所者

助成範囲　①居宅サービス関係　介護保険による訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスを利用した場合の自己負担分　ただし、訪問介護は所得税非課税世帯に属する者が対象となる（訪問介護は東京都の受給資格認定証が必要。）。　②施設サービス関係　介護保険による老人福祉施設（特別養護老人ホーム及び地域密着型介護老人福祉施設）を利用した場合の自己負担分　③養護老人ホーム（措置入所）利用の入所負担金

手　　続　①及び②は利用時に被爆者健康手帳を提示（都外の事業者を利用した場合は担当課に請求）　③は担当課に請求

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4473(直通)

32-931(内線)

❖ スモン患者に対する  
はり等施術費の助成

対　　象　都内に住所があるスモン患者で、はり、きゅう、あん摩、マッサージ又は指圧の施術を希望する人。ただし、各種医療保険等によるはり等に関する保険給付又は生活保護法によるはり等に関する医療扶助を受けている人を除く。

助成内容　施術回数は月７回を限度として次

の額（１回当たりの助成額）を助成。ただし、施術に要した額が次にあげる額に満たない場合は、当該要した額とする。①はり2,810円（初回2,910円）　②きゅう2,810円（初回2,910円）　③はり・きゅう２術併用3,930円（初回4,030円）④はり又はきゅう及びマッサージの併用　3,930円（初回4,030円）　⑤あん摩・マッサージ・指圧　 2,810円　ただし、①から④までで電気又は電気温器を使用した場合には、１回当たり100円を加算

　ここでいう「初回」とは、施術費助成の認定を受けた人が初めて利用する施術所及び施術者から初めて施術を受けることを言う。

手　　続　担当課へ

担当課　福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎5320-4472(直通)

32-926(内線)

❖ 外国人未払医療費補てん事業

目　　的　都内の医療機関が回収の努力を行ったにもかかわらず、現に未収となっている外国人の医療費について、その一部を医療機関に補てんし、負担の軽減を図る。

対象外国人　原則として都内に在住又は勤務する外国人で、健康保険、国民健康保険などの公的医療保険及び生活保護法、行旅病人及行旅死亡人取扱法などの公的医療扶助の適用を受けない人

対象医療　対象となる外国人を診察し、現に未収となっている医療費で以下の範囲のもの

①不慮の傷病による緊急性を有する医療　②保険診療として認められる範囲の医療費

対象期間　前年度の診療分に関わる未払医療費（入院は14日以内、外来は３日以内を限度とする。）

補てん内容　未払医療費のうち、保険診療として算定した額を予算の範囲内において１人の患者につき一医療機関200万円を限度に補てんする。

申 込 み　(公財)東京都福祉保健財団

☎5285-8001

担当課　福祉保健局医療政策部医療政策課

☎5320-4417(直通)

33-328(内線)

健康等

❖ HIV/エイズ対策・相談・検査

　平成28年に、新たに都に報告されたＨＩＶ感染者及びエイズ患者数は、１日約1.3人の464件である。これから社会を担う若い世代の感染が多い状況である。

　そこで、東京都では、ＨＩＶ/エイズの感染拡大の防止、医療の確保とＨＩＶ陽性者への支援、偏見のない社会づくりを目標に様々な対策を実施している。

　保健所等では、感染に不安を持つ人が安心できるよう相談やＨＩＶ検査を匿名・無料で行っている。さらに、ＨＩＶ検査の受検者のうち希望者には、他の性感染症検査を同時に実施している。

所在地等　315㌻参照

担当課　福祉保健局健康安全部感染症対策課

☎5320-4487(直通)

34-335(内線)

❖ 予防接種

事業内容　感染症のまん延を防止するため、区市町村において幼児・学童等を対象に定期の予防接種を行う。

根拠法令　予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領

問 合 せ　区市町村の予防接種担当課（303㌻）

担当課　福祉保健局健康安全部感染症対策課

☎5320-4482(直通)

34-323(内線)

| 種　　別 | | | 対　象　者 | 回 数 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ジフテリア  百日咳  破傷風  ポリオ | | １期 | ・生後３月から生後90月に至るまでの間にある人 | ４回 |
|  | ポリオ  (※１) | １期 | ・生後３月から生後90月に至るまでの間にある人 | ４回 |
| ジフテリア  破傷風 | | ２期 | ・11歳以上13歳未満の人 | １回 |
| 麻しん  風しん | | １期 | ・生後12月から生後24月に至るまでの間にある人 | １回 |
| ２期 | ・５歳以上７歳未満の人であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間の人 | １回 |
| 日本脳炎  (※２※３) | | １期 | ・生後６月から生後90月に至るまでの間にある人 | ３回 |
| ２期 | ・９歳以上13歳未満の人 | １回 |
| 結核（ＢＣＧ） | | | ・生後１歳に至るまでの間にある人 | １回 |
| Hib（ヒブ）感染症 | | | ・生後２月から生後60月に至るまでの間にある人 | ４回  (※４) |
| 小児の肺炎球菌  感染症 | | | ・生後２月から生後60月に至るまでの間にある人 | ４回  (※５) |
| ヒトパピローマ  ウイルス感染症  （※６） | | | ・12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある人 | ３回 |
| 水痘（みずぼう  そう） | | | ・生後12月から生後36月に至るまでの間にある人 | ２回  (※７) |
| **Ｂ**型肝炎 | | | ・生後１歳に至るまでの間にある人 | ３回  (※８) |
| インフルエンザ | | | ・65歳以上の人 | 毎年  １回 |
| ・60歳以上65歳未満で心　　　　臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人 |
| 成人の肺炎球菌  感染症  （※９） | | | ・65歳の人 | １回 |
| ・60歳以上65歳未満で心　　　　　臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人 |

※１　平成24年９月から従来の生ポリオワクチンにかわり、不活化ポリオワクチンが導入された。  
（定期予防接種としての生ポリオワクチン接種は終了）  
　１期初回接種は３回、追加接種は、初回接種終了後６月以上の間隔をおいて１回  
　生ポリオワクチンの１回既接種者や、海外等で不活化ポリオワクチンの接種を受けた者についても、既に接種した回数分の初回接種を受けたものとみなし、必要な回数（通算４回以内）の接種が受けられる。

※２　平成７年４月２日から平成19年４月１日までの間に生まれた人は、生後６月以上20歳未満の間に、日本脳炎定期予防接種として必要な１期接種３回及び２期接種１回を接種することができる。ただし、２期は９歳以上で接種する。

※３　平成19年４月２日から平成21年10月１日に生まれた人で、平成22年３月31日までに第１期の予防接種のうち、３回の接種を受けていない人（接種を全く受けていない人を除く）は、第１期又は第２期の接種期間の間において、第１期の残りの接種を受けた時は、第１期の接種を受けたものとみなす。  
　また、接種を全く受けていない人は、第２期の接種期間の間において、第１期の３回分の接種を受けた時は、第１期の接種を受けたものとみなす。

※４　接種開始が生後７月から生後12月に至るまでの場合は３回、開始が生後 12月から生後60月に至るまでの場合は１回

※５　接種開始が生後７月から生後12月に至るまでの場合は３回、開始が生後 12月から生後24月に至るまでの場合は２回、開始が生後 24月から生後60月に至るまでの場合は１回

※６　平成25年６月14日付厚生労働省健康局長通知により、現在、積極的勧奨を見合わせている。

※７　平成26年10月１日より前に、任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある人は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす。

※８　平成28年10月１日より前に、任意接種として既にＢ型肝炎ワクチンの接種を受けたことがある人は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす。

※９　平成26年度から30年度までの間は、経過措置として各当該年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳となる人を対象とする。  
　任意接種として既に成人の肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外とする。

❖ 食中毒対策

　食中毒とは、有毒・有害な微生物や化学物質を含む飲食物を摂取した結果生ずる健康障害をいい、多くはおう吐、腹痛、下痢などの症状を呈する。食中毒が疑われる事例の発生時には、医師や住民から保健所に届けられた情報を基に、直ちに疫学・微生物学などの見地から調査・検査を実施し、発生原因を追究・特定する。原因が特定され次第、施設の営業停止や都民への情報提供等を行い、被害の未然・拡大防止を図っている。

発生時の連絡　住所地の保健所（33･304㌻）

根拠法令等　食品衛生法、食中毒処理要領

担当課　福祉保健局健康安全部食品監視課

☎5320-4405(直通)

34-382(内線)

住宅

❖ 都営住宅入居者の募集

年間募集予定

|  |  |
| --- | --- |
| 募集時期 | 対　象　世　帯　等 |
| ５月上旬  11月上旬 | 家族向・単身者向等（抽せん方式） |
| ８月上旬  ２月上旬 | 家族向（ポイント方式） |
| 単身者向・シルバーピア（抽せん方式） |

　このほかに地元にお住まいの方に対して募集を行う場合がある。詳しくは区役所、市役所へ

優遇制度(家族向けの一部)　ひとり親、高齢者、心身障害者、多子、生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給、小さな子供（小学校就学前）のいる、親子ふれあい同居、被爆者、公害病認定患者、難病患者、DV被害者、犯罪被害者、東日本大震災被災者等の各世帯については、当せん率が一般の５倍又は７倍程度高くなる地区がある。

ポイント方式(家族向け)　ひとり親、高齢者、心身障害者、多子、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯に対して、書類審査や実態調査をした上で住宅に困っている度合いの高い方から順に申込地区の募集戸数までの方を入居予定者として登録し、空き家発生状況に合わせ、順次入居するもの

シルバーピア　65歳以上の単身、又は２人世帯

定期使用住宅(若年ファミリー向)・若年ファミリー向　世帯全員が40歳未満で、世帯構成が夫婦のみ、又は夫婦及び子の世帯であること。「定期使用住宅」は、あらかじめ 10年の入居期間が設定されている。

定期使用住宅(多子世帯向)　世帯全員が45歳未満で、世帯構成が夫婦及び子の世帯であること。子供は18歳未満３人以上かつ小学校５年生以上が１人はいて、その子供全員が都営住宅に入居できることとし、あらかじめ10年の入居期間が設定されている。

　募集期間など決まり次第、テレホンサービス、広報東京都、ホームページでお知らせしている。

入居資格

①都内に居住していること（ポイント、シルバーピア、単身者は引き続き３年以上の居住が必要）。 ②同居親族がいること（単身者は原則として親族と同居していないこと。）。③世帯の所得が基準内であること。④住宅に困っていること。⑤申込者、同居親族が暴力団員でないこと。⑥単身者の場合は、次のいずれかに当てはまること。㋐60歳以上の人　㋑障害者基本法第２条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である人。身体障害者手帳１級～４級、精神障害者保健福祉手帳１級～３級、知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～４度）　㋒生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者　㋓海外からの引揚者で５年を経過していない人　㋔ハンセン病療養所入所者等（国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。）　㋕配偶者等から暴力を受けた被害者で次のいずれかに当てはまる人。配偶者暴力相談支援センターでの一時保護又は婦人保護施設において保護を受けてから５年以内の人、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから５年以内の人

申込用紙の配布

　募集期間中（土、日、祝日を除く。）に限り都庁、区役所、市役所、町村役場、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・各窓口センターで配布

❖ 都営住宅使用料の減免

　病気・失職等により収入が著しく減少した人や、母子世帯・心身障害者世帯等の人に対して、都営住宅等の使用料の負担の軽減を図るため、一定の資格審査により使用料を減免する制度である。

一般減免　都営住宅、福祉住宅（民生・母子）、引揚者住宅に住んでいる一定基準以下の収入の世帯に対し、使用料を減免している。

特別減額　都営住宅（福祉住宅、引揚者住宅を除く）に住んでいる一定基準以下の収入の①から⑤までのいずれかに該当する世帯に対し、使用料を規定の２分の１に減額している。

①母子世帯　母子世帯で、就学前の幼児１人以上又は小学校・中学校・高等学校に就学している未成年者が２人以上いる世帯　②老人世帯　65歳以上で、介護保険の要介護度の認定において、要介護度４又は５の判定を受けている人、又は平成14年度において老人福祉手当を受給していた人がいる世帯　③心身障害者世帯　身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２・３度、精神障害者保健福祉手帳１・２級の人がいる世帯　④難病患者世帯　難病の患者に対する医療等に関する法律又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則で定める疾病にかかっている人で、常時介護を必要とする方がいる世帯　⑤公害病認定患者世帯　「公害医療手帳」の交付を受けている人等で、常時介護を必要とする人がいる世帯

申 込 み　所管の住宅供給公社窓口センター

詳　　細　東京都住宅供給公社（都営収納課）

☎3409-2261(代表)

❖ サービス付き高齢者向け  
住宅等の供給助成事業

　バリアフリー構造と安否確認等のサービスの質が確保され、高齢者が適切な負担で入居可能な賃貸住宅の供給を促進するため、区市町村と連携し、サービス付き高齢者向け住宅や東京都高齢者向け優良賃貸住宅の整備に対する補助を行うとともに、入居者の収入に応じて家賃減額補助を行う。

対　　象　60歳以上の高齢者

問 合 せ　都市整備局住宅政策推進部

　　　　　民間住宅課高齢者住宅担当

☎5320-4947(直通)

30-339(内線)

区市町村の高齢者住宅担当(303㌻）

根拠法令等　高齢者の居住の安定確保に関する法律等

税の軽減

　社会福祉関係の税制上の措置としては、①高齢者・障害者・寡婦（夫）などの所得税・住民税の軽減　②障害者に対する税の軽減

③社会福祉関係給付金などの非課税　④社会福祉事業を行う者に対する免税　⑤社会福祉事業に供する資産、物品等に対する非課税

⑥社会福祉事業に対する寄附等についての控除などがある。

❖ 所得控除・住民税の非課税

　高齢者・障害者・寡婦（夫）などのために、所得税・住民税の所得控除や非課税措置がとられている。所得控除や非課税措置を受けるには、その控除等に該当することを申告しなければならない。申告先は、給与所得のみの人は給与の支払者（ただし、医療費控除、寄附金控除については、確定申告のとき税務署へ。）。その他の所得の人は確定申告のとき税務署へ。

●所得控除

以下のいずれかに該当するときには、所得から控除が行われ、課税対象額が少なくなる。

配偶者控除　所得者本人に控除対象配偶者があるとき。控除対象配偶者が70歳以上の場合は加算あり。なお、配偶者控除の適用がない場合でも所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の人については、一定の要件の下、配偶者特別控除の適用がある場合がある。

扶養控除　所得者本人に控除対象扶養親族があるとき。一定の要件の下、加算される場合がある。

障害者控除　所得者本人又は控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するとき（特別障害者に該当するときは控除額が加算。）。

①知的障害者（うち重度の知的障害者は特別障害者）　②身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人（うち１級・２級の人は特別障害者）　③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（うち１級の人は特別障害者）　④精神上の障害により常に事理を弁識する能力を欠く状態にある人（全て特別障害者）　⑤戦傷病者（うち特別項症～第３項症の人は特別障害者）　⑥原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人（全て特別障害者）　⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する人（全て特別障害者）　⑧ 65歳以上で福祉事務所長等から①、②又は④の障害者に準ずると認定されている人（うち特別障害者に準ずると認定されている人は特別障害者）

※特別障害者が所得者本人の控除対象配偶者又は扶養親族となっており、かつ所得者本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にする親族のいずれかと同居している場合については、障害者控除額に一定額が加算される。

寡婦控除　所得者本人が次のいずれかに該当するとき。

①夫と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、夫の生死が不明な人で、扶養親族又は生計を一にする子がある人（この場合の子とは、他の人の控除対象配偶者や扶養親族でなく、総所得金額等が所得税の基礎控除相当額以下である子に限られる。）　②夫と死別した後、婚姻をしていないか、夫の生死が不明な人で、合計所得金額が500万円以下である人

　なお、寡婦控除対象者のうち合計所得金額が500万円以下で、かつ扶養親族である子を有する人は、寡婦控除額に、一定額が加算される。

寡夫控除　所得者本人が次の全てに該当するとき。

①妻と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、妻の生死が不明な人で、生計を一にする子がある人（子の条件は、寡婦の場合と同じ。）　②合計所得金額が 500万円以下である人

医療費控除　所得者本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために一定額以上の医療費を支払ったとき。

控除額＝その年中(＊)に支払った医療費総額(保険金等の補填額を除く)－10万円(注)

（＊）住民税の場合は前年中

（注）総所得金額等が200万円未満の場合は、その５％相当額

控除限度額＝200万円

勤労学生控除　所得者本人が次の全てに該当するとき。

①大学、高校、一定要件を備えた各種学校などの学生、生徒等であること。②自己の勤労による給与所得等があること。③合計所得金額が65万円以下で、うち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

控 除 額　２人以上の控除ができる場合には、それぞれ加えた額を控除、障害者控除等で該当者が２人以上いるときには人数の分を控除

●公的年金等控除

　公的年金・恩給等を受けているときは、その収入金額に応じ、以下の額を控除する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年齢 | 公的年金等の収入金額の合計額 | 公的年金等控除額 |
| 65歳以上 | 330万円未満 | 120万円 |
| 330万円以上 410万円未満 | 収入金額×25％＋ 37万5千円 |
| 410万円以上 770万円未満 | 収入金額×15％＋ 78万5千円 |
| 770万円以上 | 収入金額× 5％＋155万5千円 |
| 65歳未満 | 130万円未満 | 70万円 |
| 130万円以上 410万円未満 | 収入金額×25％＋ 37万5千円 |
| 410万円以上 770万円未満 | 収入金額×15％＋ 78万5千円 |
| 770万円以上 | 収入金額× 5％＋155万5千円 |

●特定増改築等住宅借入金等特別控除・住宅特定改修特別税額控除（所得税）

　自己が所有している家屋で、自己の居住の用に供する家屋について、一定の高齢者等居住改修工事等をした場合に、一定額を控除

●住民税の非課税

対 象 者　①生活保護法による生活扶助を受けている人　②障害者、未成年者、寡婦（夫）で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人

●利子等の非課税

　以下の対象者が受け取る一定の預貯金の利子等は、非課税となる。

対 象 者　寡婦年金の受給者、遺族基礎年金を受給する妻、障害者その他これらの者に準ずる一定の者など

限 度 額　制度ごとに元本の合計が350万円までの利子等

所得控除額一覧表 （単位：万円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 控　　除　　等　　の　　種　　類 | | | | 所　得　税 | 住　民　税 |
| 基礎控除 | | | | 38 | 33 |
| 配偶者控除 | 一般の控除対象配偶者 | | | 38 | 33 |
| 老人控除対象配偶者  （70歳以上の配偶者） | | | 48 | 38 |
| 同居特別障害者である  控除対象配偶者 | | 一般の控除対象配偶者 | ― | 56 |
| 老人控除対象配偶者 | ― | 61 |
| 配偶者特別控除（控除限度額） | | | | 38 | 33 |
| 扶養控除 | 一般の扶養親族  （16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満の扶養親族） | | | 38 | 33 |
| 特定扶養親族  （19歳以上23歳未満の扶養親族） | | | 63 | 45 |
| 老人扶養親族  （70歳以上の扶養親族） | | 同居老親等以外の者 | 48 | 38 |
| 同居老親等 | 58 | 45 |
| 同居特別障害者である  扶養親族 | | 一般の扶養親族 | ― | 56 |
| 特定扶養親族 | ― | 68 |
| 同居老親等以外の老人  扶養親族 | ― | 61 |
| 同居老親等 | ― | 68 |
| 障害者控除 | 一般の障害者 | | | 27 | 26 |
| 特別  障害者 | 同居特別障害者以外の者 | | 40 | 30 |
| 同居特別障害者 | | 75 |
| 寡婦控除 | 一般の寡婦 | | | 27 | 26 |
| 特定の寡婦 | | | 35 | 30 |
| 寡夫控除 | | | | 27 | 26 |
| 勤労学生控除 | | | | 27 | 26 |
| 医療費控除 | | | | 254ページ参照 | |

所得者本人の所得控除 （単位：万円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 寡婦(夫)である場合 | 寡婦(夫)でかつ  障害者である場合 | 寡婦(夫)でかつ  特別障害者である場合 | 障害者である場合 | 特別障害者である場合 | 寡婦(夫)でなく障害なし |
| 基礎控除 | | 所得税  38 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 住民税  33 |
| 寡 婦（夫）  控除 | | 所得税  27（35） | ○ | ○ | ○ | ― | ― | ― |
| 住民税  26（30） |
| 障害者控除 | 障害者 | 所得税  27 | ― | ○ | ― | ○ | ― | ― |
| 住民税  26 |
| 特別障害者 | 所得税  40 | ― | ― | ○ | ― | ○ | ― |
| 住民税  30 |
| 合計 | 所得税 | | 65  (73) | 92  (100) | 105  (113) | 65 | 78 | 38 |
| 住民税 | | 59  （63） | 85  （89） | 89  （93） | 59 | 63 | 33 |

注　(　）の控除額は、特定の条件にある寡婦（合計所得金額が500万円以下で、かつ扶養親族となる子がいる寡婦）の場合

❖ 障害者に対する税の軽減

## ●自動車に関する税の減免

自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

①【障害者減免】右の表に該当する障害者又はその人と生計を一にする人が所有し、障害者自身が運転する自動車又は生計を一にする人が専らその障害者のために運転する自動車を障害者１人につき１台に限り自動車税　45,000円、自動車取得税課税標準額300万円相当分まで減免（ただし、個人名義の自家用車に限る）。なお、軽自動車税は区市町村によって減免対象者の範囲が異なる場合がある。②【構造減免】障害者が利用できる構造を持った次の自動車で、現に当該自動車の使用の目的のために供されているものについて減免

㋐専ら障害者が利用するために構造上、車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車について自動車税・自動車取得税を減免（全額）（自動車検査証（車検証）に車いす移動車等の表記があるものに限る。）㋑㋐と同じ装置を取り付けた自動車で、構造上障害者以外の人も利用できる自動車について、自動車取得税の一部を減免

　㋒専ら障害者が運転するための構造に変更されている自動車（営業用に限る。）について、自動車取得税の一部を減免

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手帳の種類 | | | 障害の程度 |
| 身体障害者手帳 | | | （障害の級別） |
| 障害の区分 | 下肢不自由 | | １級～６級 |
| 体幹不自由 | | １級～３級・５級 |
| 上肢不自由 | | １級・２級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | １級・２級 |
| 移動機能 | １級～６級 |
| 視覚障害 | | １級～３級、４級の１(４級のうち両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の場合に限ります。） |
| 聴覚障害 | | ２級・３級 |
| 平衡機能障害 | | ３級・５級 |
| 音声機能又は言語  機能障害 | | ３級（こう頭摘出に係るものに限ります。） |
| 心臓、じん臓及び  呼吸器の機能障害 | | １級・３級・４級 |
| ぼうこう、直腸及  び小腸の機能障害 | | １級・３級・４級 |
| ヒト免疫不全ウイルス  による免疫機能障害 | | １級～３級 |
| 肝臓機能障害 | | １級～４級 |
| 戦傷病者手帳 | | | 減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせ下さい。 |
| 愛の手帳 | | | 総合判定が１度～３度 |
| 療育手帳（道府県発行） | | | 減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせ下さい。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | | | １級（精神通院医療に係る自立支援医療費の受給者に限ります。） |

③【公益減免】社会福祉法人等が所有し、以下の表の事業を経営する施設において、利用者の移送又は利用者に対する供給物品の輸送に自動車を専用する場合について自動車税を減免（全額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 社会福祉法人 | 特定非営利活動法人  （ＮＰＯ） | 公益社団法人  公益財団法人 |
| 社会福祉法に定める第１種事業 | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款  ・運行日誌  （３ヵ月分） | ― | ― |
| 障害福祉サービス  ・療養介護  ・生活介護  ・自立訓練  ・就労移行支援  ・就労継続支援 | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款  ・指定通知書  （写）  ・運行日誌  （３ヵ月分） | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款  ・指定通知書  （写）  ・運行日誌  （３ヵ月分） | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款又は寄付 行為  ・指定通知書  （写）  ・運行日誌  （３ヵ月分） |
| 地域活動支援センター | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款  ・事業開始届  （写）※１  ・運行日誌  （３ヵ月分） | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款  ・事業開始届  （写）※１  ・運行日誌  （３ヵ月分） | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款又は寄付 行為  ・事業開始届  （写）※１  ・運行日誌  （３ヵ月分） |
| 障害児通所支援事業  ・児童発達支援  ・医療型児童発 達支援  ・放課後等デイ サービス | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款  ・指定通知書  （写）  ・運行日誌  （３ヵ月分） | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款  ・指定通知書  （写）  ・運行日誌  （３ヵ月分） | ・減免申請書  （公益その他用）  ・定款又は寄付 行為  ・指定通知書  （写）  ・運行日誌  （３ヵ月分） |

※１　「事業開始届（写）」は受領印のある届出（写）

※　指定通知書とは障害者総合支援法第36条第１項の規定によるもの。

◎社会福祉法人・特定非営利活動法人・公益社団法人・公益財団法人が障害者総合支援法の事業運営を受託している場合は、他に委託契約書（写）が必要となる。

◎定款又は寄付行為は、前年度以前に提出されていて事業内容の変更がない場合には不要。

手　　続　①自動車税・自動車取得税　新たに自動車を取得したときは、登録（取得）の日から１か月以内に、既に自動車を所有しているときは、当該年度の４月１日から自動車税の納期限（通常は５月31日）までに都税総合事務センター・各自動車税事務所・各都税事務所（支所）又は支庁へ申請　②軽自動車税　区市役所・町村役場（303㌻）へ申請

申請に必要な書類等　①【障害者減免】減免申請書（下肢等障害者用）、身体障害者手帳等、運転免許証、障害者と同居していることが確認できる公的証明書（運転免許証、住民票等）、印鑑　②【構造減免】減免申請書（構造用）、自動車検査証（車検証）のコピー、印鑑、その他必要書類（主税局ホームページ参照）

③【公益減免】減免申請書（公益その他用）、印鑑、その他必要書類（左記の表のとおり）

問 合 せ　東京都自動車税コールセンター

平日午前９時から午後５時まで

（土日、祝日、年末年始を除く。）

☎3525-4066

※軽自動車についての問合せは、区、市役所、町村役場へ

## ●その他の税の軽減

個人事業税　①納税者本人又は扶養親族等が障害者で、前年中（廃業の場合は廃業年）における合計所得金額（青色申告特別控除前）が370万円以下である場合は減免する。減免額は障害者１人につき5,000円、特別障害者は１人につき10,000円。②あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を、視力障害（両眼の視力喪失又は両眼の視力（屈折異常のある人については矯正視力）が0.06以下）のある人が営む場合、課税対象とならない。

関　　税　身体障害者用に特に製作された器具、物品の輸入及び慈善又は救じゅつのために寄贈された給与品、又は社会福祉事業施設に寄贈された物品の輸入については、関税を免除されるものがある。

相 続 税　障害者が相続した場合、障害の程度及び年齢に応じ相続税を減額。相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に税務署に申告する。

贈 与 税　特定障害者（特別障害者及び一定の障害者）を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭、有価証券などの財産を信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託したとき、特定障害者１人につき、 6,000万円（特定障害者のうち、特別障害者以外の者は 3,000万円）までの部分の金額について贈与税が非課税。信託がされる日までに、信託会社又は信託業務を営む金融機関の営業所を経由して納税地の所管税務署長に

「障害者非課税信託申告書」を提出する。

手　　続　①個人事業税は都税事務所、都税支所又は支庁へ　②関税は税関へ　③相続税・贈与税は税務署へ

　なお、生活保護受給者に対する税の減免については173㌻参照

❖ 視覚障害のある納税義務  
者に対する点字サービス

　東京都主税局では、目の不自由な人のために、納税通知書送付時に税額等を点字印刻したお知らせを同封する。

対象税目　自動車税、個人事業税…都内全域固定資産税・都市計画税…23区内

通知内容　①税金の種類　②納税義務者氏名

③納税通知書番号　④納期限　⑤税額　⑥問い合わせ先を点字で表示した用紙を、通常の納税通知書に同封する。また、封筒には、点字で「〇〇〇税納税通知書在中」と表示した

シールをする。

申込方法　下記担当課に直接電話で申し込む。

※申込みが平成29年３月から平成30年２月末までの場合、平成30年度からの送付

担当課　主税局総務部総務課

☎5388-2924(直通)

28-138(内線)

交通

❖ ＪＲ等運賃の割引

　身体障害者などの経済的負担を軽減し、自立を促進することを目的として、本人や介護人がＪＲ線（連絡社線を含む。）、私鉄等の鉄道を利用する場合運賃が割引になる。

　連絡社線とはＪＲと連絡運輸（乗車券等の通し発売）の扱いをしている交通機関（私鉄線・一部のバス路線・航路等）。なお、連絡社線以外のカーフェリー航路などでも３割から５割引の扱いをするところがある。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利 用 区 分 | 割引対象乗車券 | 割引率 | 割引取扱区間 |
| 第１種心身障害者が介護人付添いで利用する場合 | 普通乗車券  定期券(小児を除く。)  回数券(バスを除く。)  急行券(ＪＲ線のみ) | ５　割  バスの  定期券  ３　割  介護人  同　率 | ＪＲ線（航路・バスを含む。）　　　及び連絡社線の各駅相互間私鉄の割引はＪＲに準じる |
| 12歳未満の第２種心身障害者で介護人付添いの場合 | 定期券(介護人のみ) |
| 第１種及び第２種心身障害者が単独で利用する場合 | 普通乗車券 | ５　割 | 同上、ただし、鉄道・航路は片道100㌔を超える区間に限る。 |

心身障害者の割引　第１種・第２種の別は身体障害者手帳・愛の手帳を参照　手続は、乗車券等を購入する際に身体障害者手帳・愛の手帳を発売窓口に提示又は券売機で小児券を購入し、改札の際手帳を提示

担当課　東京都障害者社会参加推進センター

☎5261-0729

福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)

33-241(内線)

生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯の割引

ＪＲ通勤定期乗車券を３割引。対象は、①生活保護世帯　②児童扶養手当受給世帯　手続は、①は福祉事務所（33･299㌻）で、②は区

市町村の窓口で、資格証明書の交付を受け、

購入時に資格証明書を提示し、「特定者用定

期乗車券購入証明書」と「定期乗車券購入申

込書」を併せてＪＲの窓口へ提出

戦傷病者の無料扱い　障害の程度により年１枚から12枚までの乗車券引換証を交付。手続は、福祉保健局生活福祉部計画課（☎‌5320-4078）で戦傷病者乗車券引換証・戦傷病者急行券引換証を受け取り、購入時に戦傷病者手帳と一緒に提出

社会福祉施設入所者の割引　次の①又は②に該当する施設でＪＲの指定を受けた施設の入所者がＪＲ及びその連絡社線を利用する場合５割引　①保護施設（救護施設、医療保護施設、更生施設、宿所提供施設）　②児童福祉施設（児童相談所の一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設）。

担当課　①は福祉保健局生活福祉部保護課（☎5320-4064）、②のうち、児童養護施設、児童自立支援施設は福祉保健局少子社会対策部育成支援課へ（☎5320-4122）　②のうち、児童相談所の一時保護所については福祉保健

局少子社会対策部家庭支援課へ（☎5320-4127）

❖ 航空運賃の割引

対　　象　次の表に該当する12歳以上の身体障害者、知的障害者及び戦傷病者。①の表該当者は、本人が単独又は介護者とともに利用するとき、本人及びその介護者１人が割引対象。なお、介護者とは航空会社が介護能力があると認めた12歳以上の人で、本人と同一区間を利用する人　②の表該当者は本人のみ割引対象

適　　用　国内線全区間、普通大人片道運賃。

割 引 率　利用日、区間によって異なりますので、各航空会社にお問合せください。

手　　続　航空券購入の際に身体障害者手帳、愛の手帳又は戦傷病者手帳を提示。ただし、知的障害者及び戦傷病者は、あらかじめ手帳に割引対象者である証明印を受けることが必要。この証明は知的障害者は居住地の福祉事務所(33･299㌻）・町村役場(303㌻）、戦傷病者は福祉保健局生活福祉部計画課へ

担当課　身体・知的障害者について福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)

33-241(内線)

戦傷病者について

福祉保健局生活福祉部計画課

☎5320-4078(直通)

32-531(内線)

①　第１種身体障害者、第１種知的障害者、戦傷病者の範囲（本人及び介護人１人を割引）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　類 | | 身体障害者手帳 | 愛 の 手 帳 | 戦傷病者手帳 |
| 視覚障害 | | １級～３級、４級の１ |  | 特別項症～第４項症 |
| 聴覚障害 | | ２級、３級 |  | 〃 |
| 上肢不自由 | | １級、２級の１・２ |  | 特別項症～第３項症 |
| 下肢不自由 | | １級、２級、３級の１ |  | 〃 |
| 体幹不自由 | | １級～３級 |  | 特別項症～第４項症 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機  能障害 | １級、２級 |  |  |
| 移動機  能障害 | １級～３級 |
| 心臓機能障害 | | １級、３～４級 |  | 特別項症～第５項症 |
| 腎臓機能障害 | | １級、３～４級 |  | 〃 |
| 呼吸器機能障害 | | １級、３～４級 |  | 〃 |
| ぼうこう・直腸機能障害 | | １級、３級 |  | 特別項症～第３項症 |
| 小腸機能障害 | | １級、３～４級 |  | 特別項症～第５項症 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | １級～４級 |  |  |
| 肝臓機能障害 | | １級～４級 |  | 特別項症～第５項症 |
| 知的障害 | |  | １度（最重度）  ２度（重度） |  |

②　第２種身体障害者、第２種知的障害者、戦傷病者の範囲（本人のみ割引）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　類 | 身体障害者手帳 | 愛 の 手 帳 | 戦傷病者手帳 |
| 視覚障害 |  |  | 第５項症～第３款症 |
| 聴覚障害 |  |  | 同　　上 |
| 平衡機能障害 |  |  | 特別項症～第５項症 |
| 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 | １種以外の者 |  | 特別項症～第４項症 |
| 上肢不自由 |  |  | 第４項症～第４款症 |
| 下肢不自由 |  |  | 第４項症～第３款症 |
| 体幹不自由 |  |  | 第５項症、第６項症 |
| ぼうこう・直腸機能障害 | １種以外の者 |  | 第４項症及び第５項症 |
| 知的障害 |  | ３度（中度）  ４度（軽度） |  |

❖ 都営交通の無料乗車券等

　身体障害者、知的障害者、児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯などの人で都内に居住している人（シルバーパス等所持者は除く。）には、都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナー）の全区間（都営バスの一部区間を除く。）の無料乗車券が発行され、生活保護受給世帯などの夜間大学生及び定時制高校生で都内に居住している人には無料通学定期券が発行される。

都営交通無料乗車券　対象は表１に該当し、かつ都内に居住している人。申請は区市役所、町村役場（303㌻）

表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 無料乗車券の対象者 | | | 交付時に提出するもの |
| 身体障害者（身体障害者手帳所持者） | | | 身体障害者手帳 |
| 知的障害者（療育手帳(愛の手帳)所持者） | | | 療育手帳(愛の手帳) |
| 戦傷病者 | 特別項症～第６項症  第１款症～第５款症 | | 戦傷病者手帳 |
| 原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当受給者） | | | 被爆者健康手帳と厚生労働大臣（厚生大臣）の認定書又は健康管理手当証書 |
| 生活保護受給世帯 | | 世帯員のうち1人 | 保護開始決定通知書 |
| 中国残留邦人等 | | 支援給付を受けている者又はその特定配偶者 | 支援給付決定通知書 |
| 児童扶養手当受給世帯※ | | 受給者及び生計同一者のうち1人 | 児童扶養手当証書 |
| 被救護者（児童養護施設・児童自立支援施設の入所者） | | | 当該施設長が発行する被救護者証明書 |

※生活保護受給世帯又は中国残留邦人等と対象条件が重複する場合を除く。

無料通学定期券　生活保護世帯又は世帯主の住民税が非課税若しくは均等割のみである世帯の夜間大学生及び定時制高校生に発行。ただし、本人に所得割額の住民税が課せられている場合を除く。手続は、世帯全員の住民票の写し、親と本人の住民税の証明書、通学証明書を次の部所に提出

●都バス　交通局自動車部営業課

●都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー

　交通局電車部営業課

❖ 都営交通の運賃の割引

　身体障害者、知的障害者等とその介護者などには運賃割引の扱いがある。対象者及び割引率は表２のとおり。手続は、乗車券を購入又は乗車する際に各手帳等の提示による。なお、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーにおいてＩＣカード乗車券利用の場合は、自動改札機にタッチして入場し、出場時に係員へ手帳とともに提示する。

問 合 せ　都営交通お客様センター

☎03-3816-5700

❖ 精神障害者都営交通乗車証

　精神障害者保健福祉手帳を所持している都内居住者で、希望をする人（シルバーパス等所持者は除く。）には、都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナー）の全区間（都営バスの一部区間を除く。）乗車できるパスが発行される。なお、有効期間は２年となる。

担当課　福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課 ☎5320-4464(直通)

33-174(内線)

❖ 精神障害者路線バスの割引

対　　象　東京都が発行する、写真がされた精神障害者保健福祉手帳を持っている人が路線バスを利用する場合、普通運賃が半額になる。

　利用方法は、運賃支払の際に、手帳の写真が貼付されたぺ一ジを乗務員に提示する。

利用路線　東京都内を運行する次の会社等

表２

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 都電・都バス | 都営地下鉄 | 日暮里・  舎人ライナー | 購入時に  必要なもの | 発売場所 |
| ○身体障害者及びその介護者（無料乗車券所持者の介護者を含む。） | 普通運賃  50％割引 | 普通券 ※  50％割引 1 | 普通券  50％割引 | 身体障害者手帳の提示 | ◎普通運賃  ・ 都電、都バスは乗車時に手帳等を提示  ◎普通券  ・ 都営地下鉄は都営地下鉄各駅にて  ・日暮里・舎人ライナーは日暮里・舎人ライナー各駅にて  ◎回数券  ・都営地下鉄の回数券は都営地下鉄定期券発売所にて  ・日暮里・舎人ライナーの回数券は日暮里駅定期券発売所にて  ◎定期券  ・都電は荒川電車営業所にて  ・都バスは都バス営業所及び(財)東京都営交通協力会発売所  ・都営地下鉄は都営地下鉄定期券発売所及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅定期券発売所にて |
| 定期券50％  割引(都電) | 回数券  50％割引 | 回数券  50％割引 |
| 定期券30％  割引(都バス) | 定期券50％  割引 ※2 | 定期券  50％割引 |
| ○知的障害者及びその介護者（無料乗車券所持者の介護者を含む。） | | | | |
| 愛の手帳所持者とその介護者  （東京都発行） | 普通運賃  50％割引 | 普通券  50％割引 | 普通券  50％割引 | 愛の手帳の提示 |
| 定期券50％  割引(都電) | 回数券  50％割引 | 回数券  50％割引 |
| 定期券30％  割引(都バス) | 定期券  50％割引 | 定期券  50％割引 |
| 療育手帳所持者（東京都発行以外のもの）とその介護者 | 普通運賃  50％割引 | 普通券 ※  50％割引 3 | 普通券  50％割引 | 療育手帳の提示 |
| 定期券50％  割引(都電) | 回数券  50％割引 | 回数券  50％割引 |
| 定期券30％  割引(都バス) | 定期券　50％  割引 ※4 | 定期券  50％割引 |
| ○精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（精神障害者都営交通乗車証所持者の介護者を含む。） | (都バスのみ)  普通運賃  50％割引  定期券30％  割引 | － | － | 精神障害者保健福祉手帳の提示 |
| ○児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び児童自立支援施設等の入所者とその付添者（無料乗車券所持者の付添者を含む。） | 普通運賃  50％割引 | 普通券  50％割引 | 普通券  50％割引 | 被救護者旅客運賃割引証の提出 |
| 定期券50％  割引(都電) | 定期券  50％割引 | 定期券  50％割引 |
| 定期券30％  割引(都バス) |  |  |

※１　第一種身体障害者の方と介護者が共に乗車する場合に限る。

※２　第一種身体障害者の方と介護者が共に乗車する場合及び介護者が12歳未満の第二種身体障害者の方と共に乗車する場合に限る（ただし、小児の定期乗車券の50％割引はしない。）。

※３　第一種知的障害者の方と介護者が共に乗車する場合に限る。

※４　第一種知的障害者及び12歳未満の第二種知的障害者の方と介護者が共に乗車する場合に限る。（ただし、小児の定期乗車券の50％割引はしない。）

（都バスについては上記のとおり。）の路線バスの都内区間（一部都外区間あり）

東急、京王、西武、国際興業、小田急、京浜急行、関東、京成、東武、立川、西東京、神奈川中央交通等

担当課　福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課 ☎5320-4464(直通)

33-174(内線)

❖ 民営バスの割引

　シルバーパス（70歳以上の方対象）は85㌻参照

対 象 者　①身体障害者手帳及び愛の手帳所

持者　②手帳所持者と同乗する介護人（１名

まで。第２種身体障害者は、福祉事務所長が介護の必要性を認めた場合のみ）

割引方法　㋐普通乗車券　①手帳所持者本人は、乗車の際に手帳を提示　②介護人は、次の発行場所で「民営バス乗車割引証」の交付を受け、手帳所持者と同乗する際に割引証を提示　㋑定期券　次の発行場所で「定期券割引購入申込書」の交付を受け、定期券売り場窓口に提出。ただし、バス会社によっては、継続定期の購入時は手帳の提示のみで良い場合がある。

発行場所　身体障害者は福祉事務所（33･299㌻）・町村役場(303㌻）、知的障害者は心身障害者福祉センター(39･310㌻）、知的障害児は児童相談所（43･310㌻）。

適用路線　東京都内を運行する乗合バス会社の都内路線（他県に乗り入れている路線を含む。）。ただし、一部コミュニティバスは対象外

割 引 率　㋐普通乗車券　５割引　㋑定期乗車券　３割引

担当課　福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)

33-241(内線)

❖ 有料道路通行料金の割引

対 象 者　①身体障害者手帳所持者（本人が運転する場合）　②介護者（第１種身体障害者・第１種知的障害者を移動するため介護者が運転する必要がある場合）

対 象 車　①から③までの条件を全て満たすもの　①事前に登録した車（障害者１名につき１台）　②乗用自動車（乗車定員 10名以下。営業用は除く。）、貨物自動車（乗車定員等に制限あり）、自動二輪(125cc超）　③車検証の名義が障害者本人か本人の親族、又は日常的に介護をしている者

登録申請に必要な書類　手帳、車検証、免許証（手帳所持者が運転する場合）、委任状（代理人が申請する場合）、ETCを利用する場合はETCカード（手帳所持者本人名義に限る。）とETC車載器管理番号が確認できる書類（ETC車載器証明書など）

新規登録の手続　①上記の書類を持参の上、福祉事務所(33･299㌻）・町村役場(303㌻）で備え付けの申請書を記入し、手帳に対象者である証明を受ける。②ETCの場合は、申請の際に渡される「ETC利用対象者証明書」を所定の封筒で登録係へ郵送。後日送られてくる「登録結果通知書」記載日から割引

更新の手続　手続は新規と同様。期限の２か月前から受付

割引方法　①料金所係員に、手帳の割引必要事項が記載されたぺ一ジを呈示し、所定の料金を支払う　②ETCの場合は、登録されたETCカード及びETC車載器でETCレーンを通行。後日、カード会社等から割引後料金で請求。

割引率　通学料金の５割引

問 合 せ　ETCに関しては、NEXCO東日本お客さまセンター

☎0570-024-024(ナビダイヤル)

5338-7524(PHS・IP電話用)

担当課　福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)

33-241(内線)

❖ 駐車禁止規制の除外

対象となる人　対象となる人は、都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている人

申 請 者　都内に住所を有する身体障害者等。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合は、原則として申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族又は姻族を申請代理人とすることができる。また、その他の申請で身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は、上記申請代理人により申請することができる。

手　　続　都内いずれの警察署（交通課）でも申請できる。

申請に必要な書類

・身体障害者手帳等

・住民票の写し（発行日から３か月以内のもの）

申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面及び申請代理人本人の確認ができる運転免許証などを持参する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 手帳の種別 | 障害の区分 | | | 障害の級別 |
| 身体障害者手帳 | 視覚障害 | | | 1級から3級までの各級又は4級の1 |
| 聴覚障害 | | | 2級又は3級 |
| 平衡機能障害 | | | 3級 |
| 肢体不自由 | 上肢機能障害 | | 1級、2級の1又は2級の2 |
| 下肢機能障害 | | 1級から4級までの各級 |
| 体幹機能障害 | | 1級から3級までの各級 |
| 運動機能障害 | 上肢機能 | 1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く） |
| 移動機能 | 1級から4級までの各級 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸小腸機能障害 | | | 1級又は3級 |
| 免疫機能障害、肝臓機能障害 | | | 1級から3級までの各級 |
| （再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方） | | | |
| 戦傷病者手帳 | 上肢、下肢機能障害、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸小腸機能障害 | | | 特別項症から第3項症までの各項症 |
| 視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害 | | | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 愛の手帳  （東京都療育手帳） |  | | | 1度又は2度  （3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方） |
| 精神障害者  保健福祉手帳 | 1級  （精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方） | | | |
| 小児慢性疾患  児手帳 | （色素性乾皮症の認定を受けている方） | | | |

※肢体不自由の上肢機能障害「１級、２級の１又は２級の２」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。一上肢のみに障害がある方は対象となりません。

駐車できる場所　公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分であること。駐停車禁止、法定駐車禁止場所及び駐車方法違反及び身体障害者等本人が現に使用中と認められない場合は除外されない。

※時間制限駐車区間（パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置場所）については、指定された駐車枠（白線）内以外に駐車した場合は、取締りの対象となる。

※公安委員会による駐車禁止規則から除外される場所が道府県によって異なる場合があることから、東京都以外において使用する場合はよく確認すること。

駐車の方法　運転者が、車両を離れ直ちに運転することができない状態で駐車（放置駐車となるとき）する場合は、運転者の連絡先又は用務先を分かりやすく記載した書面を警察官等が確認できるよう標章とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出する。

問 合 せ　警視庁交通部駐車対策課

　〒100-8929　千代田区霞が関2-1-1

　☎3581-4321（警視庁代表）

❖ 高齢運転者等  
専用駐車区間制度

　高齢運転者等が日常生活でよく利用する官公庁や福祉施設等において駐車場が不足している場合、実情に応じて高齢運転者等専用駐車区間を設けて、専用の標章を掲示した車両について駐車することができる制度であり、いずれの都道府県公安委員会が交付したものでも全国で通用する。

　駐車禁止等除外標章の交付を受けている者は、高齢運転者等専用駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間においても、駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を掲出すれば駐車することができる。

申 請 者　都内に住所を有する者で、普通自動車を運転することができる運転免許証を受けている次の者が運転する普通自動車に限る。

①　70歳以上の者

②　聴覚障害又は肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者

③　妊娠中又は出産後８週間以内の者

申請場所　都内いずれの警察署（交通課）でも申請できる。

申請に必要な書類　①運転免許証②自動車検査証（写しでも可）③妊娠中又は出産後８週間以内の者は、運転免許証及び自動車検査証のほか、妊娠の事実又は出産の日を証明できる書類（母子健康手帳など）

駐車できる場所　次の標識が設置されている場所

　なお、高齢運転者等専用時間制限駐車区間に駐車するときは、パーキング・メーターを作動させ、標識により決められた時間を守るなど、時間制限駐車区間における駐車の方法に従って駐車する。

担当課　警視庁交通部交通規制課（制度･設置場所）駐車対策課（標章申請･交付）

☎3581-4321(警視庁代表)

❖ 介護タクシー  
コールセンター

　介護タクシーコールセンターは、（社）東京福祉限定輸送協会（国土交通省関東運輸局長から福祉輸送限定事業許可を受けている都内福祉輸送専門事業者の団体）が開設したコールセンター。

利用方法　①利用者はコールセンターへ連絡をする。　②コールセンターは福祉専門事業者と連絡し配車の仮決定をする。　③仮決定の事業者から利用者へ電話をし、確認を受けて予約が完了する。即時配車も可能。配車できない場合はコールセンターから連絡する。

予 約 先　「介護タクシーコールセンター」　一般社団法人　東京福祉限定輸送協会

☎0120-489-288

(平日の午前９時から18時まで)

各種料金の減免等

❖ 水道・下水道料金の減免等

　23区・多摩地区都営水道26市町の水道料金及び23区の下水道料金について以下のとおり減免措置を行っている（多摩地区の下水道料金減免については、各市町により異なる）。

料金の減免

①次の世帯（給水契約者）は、申請により、水道料金は基本料金と１月当たり使用水量10㎥までの分に係る従量料金との合計額を、下水道料金は１月当たり８㎥までの汚水排出量に係る料金を免除　㋐生活保護法による教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助の受給者（平成28年４月１日から平成33年３月31日まで）　㋑生活扶助の受給者　㋒児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給者　㋓中国残留邦人等で生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付又は介護支援給付の受給者

②社会福祉施設については、申請により、水道料金の10％、下水道料金の20％を減額（平成28年４月１日から平成33年３月31日まで）

③老齢福祉年金（みどり色の手帳の国民年金証書）の受給者については、申請により、下水道料金の１月当たり８㎥までの汚水排出量に係る料金を減額（平成28年４月１日から平成33年３月31日まで）

④医療施設については、申請により、１月当たり5,000㎥以下の汚水排出量に係る下水道料金の10％を減額（平成28年４月１日から平成33年３月31日まで）

点字によるお知らせサービス

　水道局では、23区・多摩地区都営水道26市町の水道・下水道料金について、目の不自由な人のために、検針票、請求書、口座振替済通知書等の内容を点字でお知らせするサービスを行っている。

減免及び点字サービスについての問い合わせ先

|  |
| --- |
| ・23区で水道をご使用のお客さま  　　お客さまセンター（☎5326-1101）  　・多摩地区で水道をご使用のお客さま  　　多摩お客さまセンター（☎042-548-5110） |

水洗便所改造助成金　23区内で公共下水道が敷設され、処理区域となった地域のくみ取便所を水洗トイレに改造する場合、次の条件を満たす者に対して助成金を支給する。

　生活保護世帯又は住民税が非課税で生活に困っていると認められる世帯等。38万円以内を助成する。

　詳細は、下水道局施設管理部排水設備課（☎ 5320-6581）へ

❖ 放送受信料の減免

　生活保護を受けている世帯や身体障害者、知的障害者又は精神障害者がいる世帯や社会福祉施設に入所している方等に対して、放送受信料の減免措置がとられている。

全額免除　①生活保護世帯　②中国残留邦人等で支援給付を受けている人のいる世帯　③身体障害者手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のいずれもが住民税非課税の場合

④知的障害者がいる世帯で、世帯員のいずれもが住民税非課税の場合　⑤精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のいずれもが住民税非課税の場合　⑥社会福祉事業施設に入所している世帯で自らテレビを持ちこんでいる場合

半額免除　①世帯主が身体障害者手帳を持っている視覚障害者又は聴覚障害者である場合

②世帯主が身体障害者手帳を持っている重度の身体障害者（障害等級が１級・２級）である場合　③世帯主が重度の知的障害者である場合　④世帯主が精神障害者保健福祉手帳を持っている重度の精神障害者（障害等級が１級）である場合　⑤世帯主が戦傷病者手帳を持っている戦傷病者で、障害程度が特別項症から第１款症である場合

手　　続　福祉事務所（33･299㌻）の証明書（戦傷病者の場合は福祉保健局生活福祉部計画課（☎5320-4078）で発行）を、ＮＨＫの営業センターに提出

❖ 郵便料金等の減免

点字郵便物及び特定録音物等郵便物　次の郵便物で開封のものは無料

①点字のみを掲げたものを内容とするもの

②盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で所定の方法により点字図書館、点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

点字ゆうパック　点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックは、縦・横・高さの合計 60㎝まで（60サイズ）のものは100円、以降、合計が20㎝増すごとに100円/110円増し（最大は170サイズで720円）

聴覚障害者用ゆうパック　聴覚障害者用ビデオテープ等の録画物を内容とするゆうパックで、聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする日本郵便株式会社指定施設と聴覚障害者との間における貸し出し又は返却のために発受するものは、点字ゆうパックと同額

心身障害者用ゆうメール　図書館と身体に重度の障害がある人又は知的障害の程度が重い人との間で図書の閲覧のために発受するゆうメールは、ゆうメールの基本運賃の約半額

心身障害者団体発行の低料第三種郵便物　心身障害者団体が発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出される低料第三種郵便物の料金は①毎月３回以上発行する新聞紙50ｇまで８円、50ｇを超える１㎏まで50ｇ増すごとに３円増し、②①以外のもの50ｇまで15円、50ｇを超える１㎏まで50ｇ増すごとに５円増し

注：詳しい内容は、

日本郵便株式会社Webサイト

http://www.post.japanpost.jp/に掲載

❖ 都立施設利用の取扱い

●都立公園の無料入場等

　有料の都立公園は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示すれば無料で入園できる。

対　　象　身体障害者、知的障害者、精神障害者とその付添い人

　なお、付添い人はいずれの場合も必要な範囲に限る。

施 設 名　井の頭自然文化園、恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、旧岩崎邸庭園、旧芝離宮恩賜庭園、旧古河庭園、清澄庭園、小石川後楽園、神代植物公園、多摩動物公園、殿ヶ谷戸庭園、浜離宮恩賜庭園、向島百花園、夢の島熱帯植物館、六義園

車いすの貸出し　次の都立公園では身体障害者や高齢者のために車いすを配備しているので、利用希望者は各公園管理所へ。数字は車いすの台数である。

赤塚公園（２）、秋留台公園（３）、井の頭恩賜公園（１）、井の頭自然文化園（８）、上野恩賜公園（４）、浮間公園（１）、大泉中央公園（１）、大島小松川公園（１）、尾久の原公園（１）、小山内裏公園（４）、小山田緑地（１）、恩賜上野動物園(29）、葛西臨海公園（６）、葛西臨海水族園(20）、亀戸中央公園（１）、砧公園（７）、木場公園（４）、旧岩崎邸庭園（３）、旧芝離宮恩賜庭園（１）、旧古河庭園（２）、清澄庭園（４）、小石川後楽園（３）、小金井公園（４）、駒沢オリンピック公園（２）、小宮公園（２）、桜ヶ丘公園（１）、狭山公園（１）、猿江恩賜公園（１）、汐入公園（１）、潮風公園（２）、篠崎公園（１）、芝公園（１）、石神井公園（２）、城北中央公園（１）、神代植物公園(33）、善福寺川緑地（１）、善福寺公園（１）、祖師谷公園（１）、多摩動物公園(20）、東京臨海広域防災公園（３）、舎人公園（５）、殿ヶ谷戸庭園（２）、戸山公園（１）、中川公園（１）、野川公園（１）、野山北・六道山公園（２）、浜離宮恩賜庭園（３）、東綾瀬公園（１）、東白鬚公園（１）、東村山中央公園（１）、東大和南公園（１）、光が丘公園（３）、日比谷公園（２）、野外大音楽堂（２）、府中の森公園（２）、水元公園（６）、向島百花園（２）、武蔵国分寺公園（２）、武蔵野公園（１）、武蔵野中央公園（１）、武蔵野の森公園（２）、夢の島公園・夢の島熱帯植物館（６）、横網町公園（２）、代々木公園（３）、六義園（６）、陵南公園（２）、林試の森公園（２）、蘆花恒春園　（２）、和田堀公園（１）

都立公園駐車場の無料利用　次の都立公園では、有料駐車場を心身障害者等が利用する場合、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を駐車場に提示するか、団体利用の場合は、使用料免除申請書を提示すれば無料で利用できる。

　赤塚公園、井の頭恩賜公園、上野恩賜公園、宇喜田公園、浮間公園、大泉中央公園、大島小松川公園、葛西臨海公園、砧公園、木場公園、小金井公園、駒沢オリンピック公園、汐入公園、潮風公園、篠崎公園、石神井公園、城北中央公園、神代植物公園、舎人公園、中川公園、野川公園、浜離宮恩賜庭園、東綾瀬公園、光が丘公園、府中の森公園、水元公園、武蔵国分寺公園、武蔵野公園、武蔵野中央公園、武蔵野の森公園、夢の島公園、代々木公園、蘆花恒春園、和田堀公園

担当課　建設局公園緑地部公園課

☎5320-5376

●有料施設の個人利用（付添者を含む。）が

無料（一部、割引）になる。

施 設 名　東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京体育館（ただし、健康体力相談室の利用は除きます。）、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京辰巳国際水泳場、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練場、東京スポーツ文化館（割引）

　詳細は、各施設の窓口へ

※その他の減免制度等については、担当課に問い合わせてください。

❖ 携帯電話料金の割引

　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人は、携帯電話の基本使用料や各種サービス等の割引を受けることができる。割引率や申込み方法等の詳細は、各携帯電話会社へ問い合わせてください。

問 合 せ

㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ ☎0120-800-000

FAX 0120-245-130

au（KDDI㈱） ☎0077-7－111

ソフトバンク㈱ ☎0800-919-0157

※上記の電話番号は各社とも、通話料無料

選挙

❖ 代理投票・点字投票

①代理投票　体の故障やケガなどのために、投票用紙に自書できない場合、投票所等の係員に代筆させて投票する制度

②点字投票　目の不自由な人が点字により投票する制度

　いずれも、投票所、期日前投票所で係員に申し出る。

❖ 不在者投票

①　指定施設での不在者投票

　都道府県選挙管理委員会が指定した老人ホームや病院（介護老人保健施設を含む。）などに入所・入院しているために投票所に行けない人は、その指定施設内において、不在者投票管理者（施設長）のもとで不在者投票をすることができる。投票用紙等の請求は、施設長を通じて行うが、自分で直接、区市町村の選挙管理委員会（以下「名簿登録地選管」という。）に請求することもできる。

②　郵便等による不在者投票

　身体に重い障害などがあって、投票所に行けない人が郵便又は信書便により、自宅等で投票できる制度。対象となるのは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を持つ次の表の障害等の程度に該当する人

　制度を利用するには、選挙人名簿に登録さされている名簿登録地選管にあらかじめ申請して、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 障害等の程度 | |
| 身体障害者手帳 | 両下肢、体幹、移動機能 | １級又は２級 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、  、直腸、小腸 | １級又は３級 |
| 免疫、肝臓 | １級から３級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢、体幹 | 特別項症から第２項症 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、  、直腸、小腸、  肝臓 | 特別項症から第３項症 |
| 介護保険の被保険者証 | 要介護状態区分 | 要介護５ |

代理記載制度　郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の表の障害の程度に該当する人は、あらかじめ名簿登録地選管に届け出た代理記載人（選挙権を有する者に限る。）に、投票に関する記載をしてもらうことができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 障害等の程度 | |
| 身体障害者手帳 | 上肢又は視覚 | １級 |
| 戦傷病者手帳 | 上肢又は視覚 | 特別項症から第２項症 |

投票の方法　投票日の４日前までに郵便等投

票証明書を添えて、名簿登録地選管に投票用紙及び封筒を請求する。投票用紙等が送付されて来たら、投票の記載をして、（代理記載制度利用者は、代理記載人に記載してもらい）封筒に入れて名簿登録地選管に郵便等により返送する。

手　　続　郵便等投票証明書の申請、代理記載人の届出、投票用紙等の請求は、名簿登録地選管へ

根拠法令等　公職選挙法、公職選挙法施行令